

# 十和田市災害廃棄物処理計画の概要

## 第1章 計画策定の目的

### 1.1 目的と背景

本計画は、災害により大量に発生する災害廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、県、周辺市町村や民間事業者等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の推進を図るために策定します。

### 1.2 計画の位置付け

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、「十和田市地域防災計画」との整合を図り、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策等を取りまとめたものです。

## 第2章 基本的な事項

### 2.1 対象とする災害

地震災害：地震動により直接生ずる被害及びこれに伴い発生する火災等により生ずる被害

風水害等：大雨、台風等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水等の被害及び大規模な火事により生ずる被害

### 2.2 災害規模と適用措置の考え方

災害規模が大きい場合は、県に対して処理に関する事務の一部を委託することができる。

### 2.3 対象とする災害廃棄物

地震や洪水等により発生する廃棄物や被災者や避難者の生活により発生する廃棄物及び仮設トイレ等のし尿

### 2.4 処理主体等

災害廃棄物の処理は市の固有事務で、被災地域に存在する人材、資機材、処理施設等を可能な限り活用し、極力自らの地域内で処理を行う。

(1)市の役割：処理計画の策定、処理実行計画の策定、災害廃棄物の処理  
(2)県の役割：市町村への支援（処理計画の策定支援、技術的な援助、関係機関等との連絡調整、事務受託）  
(3)事業者の役割：要請に応じ災害廃棄物処理の支援協力等

### 2.5 対象とする業務

①収集運搬、②分別・資源化、③最終処分、④生活環境保全対策・環境モニタリング・火災防止対策、⑤災害廃棄物処理の進捗管理、⑥災害廃棄物に関する相談窓口の設置等、⑦住民等への啓発・広報、⑧その他廃棄物処理に係る事務等

### 2.6 災害廃棄物処理の基本方針

○生活環境の保全等、○分別・資源化の推進、○関係機関・関係団体との連携・協力、○計画的な処理

### 2.7 災害廃棄物処理の段階

災害廃棄物処理の全体を3段階で捉えます。

(1)災害予防：発災前に被害を抑止・軽減するための措置を講じる  
(2)災害応急対応：初動期、前半、後半の3つの時期において体制の構築、被害状況の確認、優先的な処理、本格的な処理に向けた準備を行う  
(3)災害復旧・復興等：本格的な処理を行う

### 2.8 発災前後における各主体の行動

県、国、支援する地方公共団体、民間事業者等を含む各主体間で連絡手段を確保し、協力・支援体制を構築します。

### 2.9 災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の見直し

平時には関連する計画の改正に合わせて見直しを行うほか、発災時には実行計画の策定や見直しにより実効性の向上を図ります。

## 第3章 災害廃棄物処理のための体制等

### 3.1 組織体制

市災害対策本部において、民生部「まちづくり支援・国民健康保険班」が担う、廃棄物の処理及び清掃に関する業務の具体的な内容を示します。

### 3.2 情報連絡体制

県、関係機関・関係団体等との緊密な情報連絡体制を確保します。

### 3.3 協力・支援体制

市が単独で処理できない場合は、近隣の市町村や県に支援を要請し、連携して対応します。

### 3.4 一般廃棄物処理施設等の状況

## 第4章 災害廃棄物処理のための行動内容等

### 4.1 災害廃棄物処理手順の整理

災害時は応急的な業務が大量に発生することから、平時の体制の把握・分析及び災害時優先業務を選定し備えておく必要があります。

### 4.2 災害廃棄物処理の時期

災害廃棄物処理の時期を3段階で捉えます。

(1)対応準備：体制整備、教育訓練、啓発・広報  
(2)災害応急対応：初動期、前半、後半の3つの時期において、体制の構築、災害廃棄物の優先処理、本格処理の準備を行う  
(3)災害復旧・復興：本格的な処理を行う

### 4.3 平時から備えるべき事項

組織・人材体制の他7項目について備えるべき事項をまとめています。

### 4.4 災害発生後の対応

(1)発災後の主な災害廃棄物処理の流れ  
(2)災害廃棄物処理対応と関連部署  
(3)対応の主な内容

## 第5章 想定される被害

### 5.1 想定される地震の被害

青森県災害廃棄物処理計画を参考に、市において被害が最も甚大と想定される太平洋側海溝型地震による被害を想定します。

### 5.2 想定される水害の被害

県計画では市の水害による被害は想定されていないことから、過去に発生した災害を参考に奥入瀬川の洪水による被害を想定します。

## 第6章 災害廃棄物の発生量の推計と処理の流れ

### 6.1 災害廃棄物の発生量の推計方法

災害廃棄物の発生量の推計方法について、地震、水害それぞれについて示します。

### 6.2 災害廃棄物の発生量の推計

太平洋海溝型地震及び奥入瀬川の洪水による災害廃棄物の発生量を推計値として示します。

### 6.3 災害廃棄物の処理フロー

市における基本的な流れを示します。

### 6.4 災害廃棄物処理事業（国庫補助）の活用

災害廃棄物の収集運搬及び処理について、国庫補助金の活用方法等を示します。

## 第7章 災害廃棄物の処理方法等

### 7.1 仮置場の設置

生活環境等の確保のため、災害廃棄物を速やかに被災現場から撤去し、一定期間集積する仮置場を設置します。

### 7.2 仮置場の必要面積

仮置場の必要面積と地震、水害それぞれの推計結果を示します。

### 7.3 仮置場候補地の選定方法

推計結果から仮置場候補地を選定します。

### 7.4 環境保全対策・環境モニタリング・火災防止対策

災害廃棄物の処理に当たり、住民の健康や生活環境の保全に配慮し、対策を実施します。

### 7.5 処理が困難な廃棄物の対策

処理困難物の種類と対応方針を示します。

### 7.6 事業者から排出される災害廃棄物

原則として事業者責任で処理しますが、条件によって市が一定の役割を担う場合があります。

### 7.7 思い出の品の取扱い

写真等の思い出の品は、廃棄せずに可能な限り所有者に引き渡します。

### 7.8 積雪期の対応方針

積雪期特有の留意事項をまとめています。

## 第8章 避難所ごみ及びし尿の処理

避難所では開設直後からごみやし尿が発生するため、収集運搬・処理体制を整備し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

### 8.1 避難所ごみの処理

避難所ごみの円滑な処理、衛生面の観点から適正に分別や管理を行い処理します。

### 8.2 し尿処理

し尿処理は健康管理や衛生対策のため重要なことから、災害規模に応じ発生量を推計し備えます。

### 8.3 避難所ごみ・し尿の収集・運搬計画

被災状況や車両確保等の状況を踏まえ、収集・運搬計画を作成します。

## 第9章 市民に対する相談窓口の設置及び広報

災害廃棄物の処理に関するさまざまな相談・要望・問い合わせに対応するため、相談窓口を設置します。

### 9.1 災害廃棄物に関する相談窓口の設置等

相談体制の整備、市民等への啓発・広報、発災時における情報発信についてまとめています。

## その他

参考資料として、仮置場候補地リスト、仮置場の選定チェックリスト、発災時の住民向けチラシの例、仮置場運営時の携行品、事務委託の流れ等について整理し保管します。なお、参考資料は随時更新や追加を行い本計画の実効性の向上に努めます。

基本的な事項等を示しています  
具体的な想定を示しています